

# 審 査 基 準

平成 8年 1月 1日作成

法 令 名 : 静岡県金属くず営業条例
根 拠 条 項 : 第6条第3項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 静岡県金属くず営業条例施行規則第7条 ( 許可証の再交付 )
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 4週間以内
申 請 先 : 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課 ( 係 )
問 い 合 わ せ 先 : 同 上
備 考 :